

.....	1
.....	4
.....	4
.....	4
.....	4
.....	5
.....	.. 5
.....	7
.....	7
.....	9
.....	10
.....	10
.....	11
.....	11
.....	13
.....	20
.....	20
.....	21
.....	22
.....	23
.....	23
.....	23
.....	23
.....	23
.....	.. 24
.....	25

1

18

25

1

19

15

26

18

1

26

27

27

27

31

2

3

17

86

2

3

3

5

5

7

6

6

24 10 17

17

5

研究活動における不正行為に対する対応

【不正行為に関する基本的考え方】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に由来するものである。
- 不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニケーションの観点から、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わり、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を防止する取組の推進。

研究者の責任

- 【公正な研究】
- 科学研究の実質は社会からの信頼と負託の上になり立つことを自覚し、公正な研究活動を遂行
 - 責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする研究
 - ・共同研究における個々の研究者間の役割分担・責任の明確化
 - ・研究データの適正な記録保存や適切な取扱いの徹底

【研究成果の発表】

- 研究活動によって得られた成果を客観的に検証可能な資料を提示しつつ、科学コミュニケーションの公開（研究成果の発表とは、その内容について研究者間相互の興味・関心を引き起こすことであり、これにより人類共通の知的資産の構築へ貢献）

【法令の遵守】

- 研究の実施にあたり、法令や関係規則の遵守
- 【不正行為疑惑への説明責任】
- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し、説明

不正行為に対する措置

- 競争的資金等の返還、申請制限（競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により研究活動の特定不正行為も対象とする）
- 組織内部規程に基づき処分

不正行為への対応

研究者、研究機関の責任の観点から、不正行為の防止に努めるものであり、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。不正行為が起これば、組織の信頼性が損なわれ、研究活動の停滞を招く。特に、組織の信頼性が損なわれ、研究活動の停滞を招く。

不正行為に関するガイドライン（概要）

不正行為の防止に努めるものであり、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。不正行為が起これば、組織の信頼性が損なわれ、研究活動の停滞を招く。特に、組織の信頼性が損なわれ、研究活動の停滞を招く。

（参考資料1）

不正行為の防止に努めるものであり、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。不正行為が起これば、組織の信頼性が損なわれ、研究活動の停滞を招く。特に、組織の信頼性が損なわれ、研究活動の停滞を招く。

大学等（研究機関）の責任

- 【不正行為の防止に努める取組】
- 不正行為の防止に努めるものであり、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。不正行為が起これば、組織の信頼性が損なわれ、研究活動の停滞を招く。特に、組織の信頼性が損なわれ、研究活動の停滞を招く。

【不正行為の防止に努める取組】

- 不正行為の防止に努めるものであり、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。不正行為が起これば、組織の信頼性が損なわれ、研究活動の停滞を招く。特に、組織の信頼性が損なわれ、研究活動の停滞を招く。

【不正行為の防止に努める取組】

- 不正行為の防止に努めるものであり、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。不正行為が起これば、組織の信頼性が損なわれ、研究活動の停滞を招く。特に、組織の信頼性が損なわれ、研究活動の停滞を招く。

不正行為に対する措置

- 不正行為の防止に努めるものであり、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。不正行為が起これば、組織の信頼性が損なわれ、研究活動の停滞を招く。特に、組織の信頼性が損なわれ、研究活動の停滞を招く。

